

自転車のヘルメット着用促進とルール遵守

自転車は、通勤や通学、買い物など日常生活の一部として利用されている身近な乗り物です。

自転車乗用中の死亡事故の**約6割が頭部に致命傷**を負っています。

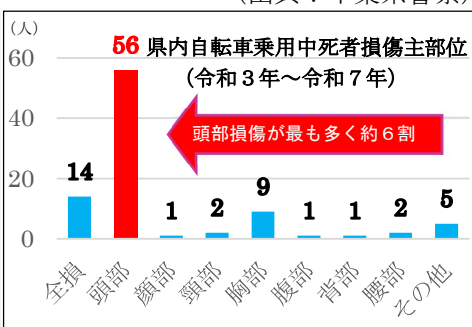
また、令和8年4月1日から、16歳以上の自転車運転者による一定の交通違反に対して交通反則通告制度（青切符）が導入されました。

ルール違反は重大な事故につながります。

大切な従業員の命を守るため、**自転車に乗る際はヘルメットを着用し交通ルールを守りましょう。**

（出典：千葉県警察）

【ヘルメット購入補助】



県では、市町村と協調して自転車乗用ヘルメット購入者に対する補助を実施しています。

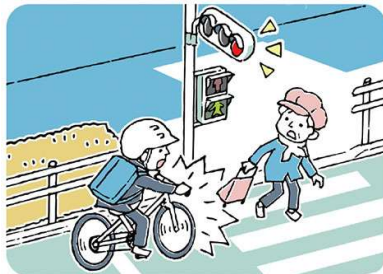
購入補助を行っている市町村はこちら



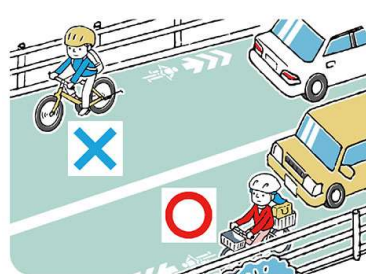
【主な違反行為と反則金（警察官が、取締り現場で現金を受け取ることはありません。）】



ながらスマホ(保持) 12,000 円



信号無視 6,000 円



通行区分(右側通行)※ 6,000 円
※右側通行は逆走です



イヤホン着用※ 5,000 円

※安全な運転に必要な音声が聞こえない状態にすること



傘さし運転 5,000 円



二人乗り 3,000 円

(引用：ちば県民だより令和8年2月号)

【お問い合わせ先】

所属：千葉県 環境生活部 くらし安全推進課 交通安全対策室（千葉県庁本庁舎4階）

電話：043-223-2263 FAX：043-221-2969

ホームページ：<https://www.pref.chiba.lg.jp/seikouan/koutsuuanzen/jikoboushi/jitensha/index.html>